

担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 1(2)

目次

第 7	動産譲渡担保権の実行	3
5	1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行	3
	2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行	4
	3 後順位の動産譲渡担保権者による実行	6
	4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務	8
	5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知	8
10	6 清算金の支払に関する処分の禁止	9
	第 8 集合動産譲渡担保権の実行	10
	1 集合動産譲渡担保権の実行	10
	2 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行	11
	3 通知の撤回	11
15	4 動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	12
	第 9 債権譲渡担保権の実行	14
	1 債権譲渡担保権者による債権の取立て等	14
	2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行	17
	第 10 集合債権譲渡担保権の実行	17
20	第 11 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行	18
	第 12 強制執行等の特例	18
	1 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て	18
	2 動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え	18
	3 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅	19
25	第 13 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続	19
	1 通則的な規律	19
	2 動産譲渡担保権の実行のための保全処分	19
	3 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令	21
	4 動産譲渡担保権の実行後の引渡命令	23
30	5 後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等	24
	6 執行官保管の保全処分中の売却	25
	7 占有移転禁止の保全処分等の効力	25
	第 14 破産手続等における譲渡担保権の取扱い	26
	1 別除権等としての取扱い	26
35	2 担保権実行手続中止命令	26

3	担保権実行手続取消命令	31
4	破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定 ..	36
5	担保権消滅許可制度の適用	38
6	根譲渡担保権の取扱い	39
5	7 再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効	41
10	8 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力	41
15	9 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力	41
20	10 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等	41
25	第 15 民法の見直し	42
10	1 質権者による債権の取立て等	42
15	2 質権の実行方法に関する見直し	44
20	第 16 民事執行法の見直し	44
25	第 17 民事再生法の見直し	44
1	1 担保権実行手続中止命令	44
5	2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	45
10	第 18 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し	46
15	1 担保権実行手続中止命令	46
20	2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	47
25	第 19 会社更生法の見直し	47
1	1 担保権実行手続中止命令	47
5	2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	48
10	第 20 会社法の見直し	49
15	1 担保権の実行の手続等の中止命令	49
20	2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	49
25	3 担保権の実行の手続等の中止命令の手続	50

第7 動産譲渡担保権の実行

1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

- (1) 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下「帰属清算の通知」という。）をし、かつ、帰属清算の通知の日から二週間を経過し又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、被担保債権は、その時（帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権について民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令が発せられた場合にあっては、その時又は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時。以下「帰属清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。
- ア 動産譲渡担保権をもって被担保債権の弁済に充てること。
- イ 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠
- ウ 帰属清算時における被担保債権の額
- (2) 上記(1)イの譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。
- (3) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者をいう。以下同じ。）から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対しても、帰属清算の通知をすることができるものとする。
- (4) 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。
- (5) 民法第533条の規定は、帰属清算金の支払の債務（上記(1)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

（説明）

1 (1)について

部会での審議を踏まえ、部会資料35第4の両案のうち【案4.2】(1)を採用するとともに、(4)の隅付き括弧を採用している。これに伴い、部会資料30第6の5（受戻権）の規律は採用しないこととしている。

【案4.2】では、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知に際して暫定清算金の提供をしなければならないとしていた。しかし、①判例が被担保債権の消滅のために帰属清算の通知に加えて清算金の支払又は提供を求めているのは、設定者の利益を保護するためと解され

るが、譲渡担保動産の引渡しが未了の場合には2週間の猶予期間が設けられる一方で、動
5 産譲渡担保権者が実行の完了前に譲渡担保動産の引渡しを求めるに当たっては、要審尋の
手続である実行のための引渡命令において、帰属清算金の発生が見込まれる限り帰属清算
10 金のための担保が立てられることとなるため、これらによって設定者の利益の保護は図ら
れていること、②帰属清算の通知の時点で清算金を支払った場合には、その時点では清算
15 金債権が未発生であるため、その場合の法律関係を合理的に説明することが難しく、後記
6 の規律との関係も問題となる上に、帰属清算時前に設定者が被担保債務を全額弁済した
場合には支払済みの清算金が不当利得となるなど法律関係が複雑になること、③同様に通知
10 後の猶予期間を設けている仮登記担保法第2条第1項においても、通知の時点で清算
15 金の提供は求められていないこと、④後順位担保権者の物上代位の利益を保障するという
20 観点からは、担保権者に早い段階で清算金の支払をさせることは望ましくないことから、
(1)では、帰属清算の通知に際しての清算金の提供を要しないこととしている。

2 (2)について

15 (2)は、帰属清算の通知における譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものであることを求めることとするものであり、部会資料30第6の3(4)において、「帰
20 属清算の通知における(1)イの見積価額が、動産譲渡担保権の目的である動産の種類及び性質、その動産の状態及びこれについての動産譲渡担保権者の認識、動産譲渡担保権者と動
25 産譲渡担保権設定者の交渉の状況その他の動産の評価に係る事情に照らして著しく不合理であると認められる場合には、その帰属清算の通知は、その効力を生じない」としていたことと実質的に同じ趣旨である。

その見積価額が著しく不合理である場合には、帰属清算の通知があったものとは認められずその効力が否定されることは、従前の提案と異なるものではない。

3 (3)について

25 設定者が譲渡担保動産についての権利を譲渡した場合には、当初の設定者に帰属清算の通知をすれば足りるものとする規律である。動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していた場合には、現在の権利者に帰属清算の通知をしなければならないものとすべきと考えられることから、この場合を除くこととしている。

4 (4)について

30 部会資料30第6の3(2)から実質的な変更はない。なお、後段では、帰属清算金の支払の債務の弁済等について、(3)と同様の規律を設けている。

5 (5)について

民法第533条を準用する規定ぶりとしているものの、部会資料30第6の3(3)から実質的な変更はない。なお、同(3)の隅付き括弧を採用している。

35 2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

(1) 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産を第三者に譲渡し、かつ、後記(2)の通知の日から二週間を経過し又は当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、被担保債権は、その時（当該譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権について民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令が発せられた場合にあっては、その時又

は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時。以下「処分清算時」という。)における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

(2) 動産譲渡担保権者は、上記(1)の譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならぬものとする。

ア 処分清算譲渡したこと。

イ 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

ウ 処分清算時における被担保債権の額

(3) 上記(2)イの譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならぬものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき(動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。)は、動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対しても、上記(2)の通知をすることができるものとする。

(5) 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭(以下「処分清算金」という。)を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき(当該動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。)は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。

(6) 民法第533条の規定は、処分清算金の支払の債務(上記(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。後記(7)において同じ。)と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

(7) 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとする。

(説明)

1 (1)について

前記1(1)と同様に、部会での審議を踏まえ、部会資料35第4の【案4.2】(2)及び(4)の隅付き括弧を採用している。

2 (2)について

部会資料30第6の4(2)から実質的な変更はない。

3 (3)について

前記1(2)と同様に、(3)では、(2)における譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものであることを求めることとしている。

この見積価額が著しく合理性を欠く場合には、(2)の通知があったものとは認められないため、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けていないときは、当該通知の時から2週間を経過しても、被担保債権は消滅しないこととなる(この場合であっても、動産

譲渡担保権者が既に譲渡担保動産の引渡しを受けているときは、処分清算譲渡の時に被担保債権が消滅する。)。

4 (4)について

(2)の通知について、前記1(3)と同様の規律を設けている。

5 5 (5)について

部会資料30第6の4(3)から実質的な変更はない。なお、後段では、処分清算金の支払の債務の弁済等について、前記1(3)と同様の規律を設けている。

6 (6)及び(7)について

同時履行関係の規律と留置権の規律をそれぞれ設けることとしているほか、部会資料30第6の4(4)から実質的な変更はない。なお、同(4)の隅付き括弧を採用している。

参考・部会資料30

第6 動産譲渡担保権の実行方法に関する規律

4 処分清算方式による動産譲渡担保権の実行手続等（8－4）

(3) 動産譲渡担保権者は、(1)の譲渡の時の動産譲渡担保権の目的である動産の価額がその時のその担保する債権の額を超えるときは、その超える額に相当する金銭（以下この4において「最終清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

(4) 動産譲渡担保権設定者は、(2)の通知及び最終清算金の支払の債務【((2)イの見積価額が(2)ウの債権の額を超える場合のその差額（以下この4において「暫定清算金」という。）が最終清算金の額に満たないときは、その債務のうち暫定清算金の額に相当する部分に限る。】の履行を受けるまでは、動産譲渡担保権者及び動産譲渡担保権の目的である動産の譲渡を受けた第三者に対して、その動産の引渡しを拒むことができる。

3 後順位の動産譲渡担保権者による実行

(1) 後順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者をいう。以下同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、その先順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者（その動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）をいう。以下同じ。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(2) 後順位の動産譲渡担保権者がその先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたときは、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その順位に従って、帰属清算時又は処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

(3) 上記(2)に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について全ての動産譲渡担保権者（動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、上記1(1)又は上記2(1)の規定にかかわらず、各動産

譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅するものとする。

- (4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき(動産譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。)は、動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者に対しても、上記(3)の通知をすることができるものとする。
- (5) 上記(1)の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、上記1(1)、上記2(1)又は上記(3)の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなすものとする。
- (6) 上記(5)の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなすものとする。

参考・部会資料30

第8 劣後担保権による私的実行に関する規律

1 劣後担保権による私的実行の可否及び要件

第6、3又は4による動産譲渡担保権の実行は、その目的である動産についてその動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権があるときは、その効力を生じない。ただし、その動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する者の全員の同意を得たとき【(その実行を追認したときを含む。)】は、この限りでない。(10-1及び2の【案10.2.1】)

(説明)

1 (1)について

部会資料30 第8の1から実質的な変更はない。

なお、同1では、先順位の動産譲渡担保権者が後順位の動産譲渡担保権者がした私的実行を追認することを明示的に認める考え方を隅付き括弧で示していた。もっとも、この追認を認める意味は、それによって先順位の動産譲渡担保権者が後順位の動産譲渡担保権者に対して自身に分配されるべき額を請求することができるものとすることにあるところ、動産譲渡担保権者が当該私的実行の無効を主張して設定者の元に譲渡担保動産を返還させることができる場合には、それによって返還された譲渡担保動産について自らの動産譲渡担保権を実行すれば足りる一方で、そのような返還を求めることができず、先順位の動産譲渡担保権者による権利行使が事実上困難な状態が生じている場合には、先順位の動産譲渡担保権者は不当利得又は不法行為により後順位の動産譲渡担保権者に対して自身に分配されるべき額を請求することができると解されるから、上記の追認を明示的に認める必要性が高いとは言い難い。このことに加えて、現行法上もあらゆる場面において追認の可否について明文の定めが設けられているものではないことも踏まえ、追認の可否については解釈に委ねることとしている。

2 (2)について

部会資料30 第8の2(1)から実質的な変更はない。

3 (3)について

部会資料30 第8の2(2)では、合意の内容の通知は、帰属清算の通知又は処分清算譲渡

「後遅滞なく」行うこととしていた。もっとも、民法第488条第2項の充当指定の意思表示は、弁済を受ける前に意思表示をすることができないため、弁済を受けた後に遅滞なくすることが求められるのに対し、ここでの合意の内容の通知は事前にすることが可能である上に、帰属清算時又は処分清算時に被担保債権が消滅するのであればその時点までに通知により充当の順序及び額を確定させておくことが望ましい。そこで、(3)では、合意の内容の通知は帰属清算時又は処分清算時以前にしなければならないものとしている。

また、部会資料30第8の2(2)では、合意の内容の通知は、動産譲渡担保権設定者に対してすることとしていた。もっとも、合意の内容の通知は各被担保債権への充当の順序及び額の指定の意味を持つことからすれば、物上保証の場合には被担保債権の債務者に対して通知をする必要があると考えられる。そして、この場合には、動産譲渡担保権設定者の債務者に対する求償に関して弁済による代位が生ずるから、動産譲渡担保権設定者に対しても各被担保債権の消滅の有無及び額を認識させておくことが望ましい。そこで、(3)では、合意の内容の通知は債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してしなければならないものとしている。

4 (4)について

(3)の通知について、前記1(3)と同様の規律を設けている。

5 (5)及び(6)について

部会では、後順位の担保権者が私的実行をするためには、先順位の担保権の被担保債権が債務不履行となっていることを要しないこととし、その私的実行の換価金をその弁済期未到来の被担保債権に対して充当できるものとすることに賛成する意見があった。そこで、民事執行法第88条を参考として、(5)では、動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、譲渡担保動産の価額の被担保債権への充当に当たって、弁済期が到来したものとみなすこととし、(6)では、無利息の被担保債権については中間利息を控除することとしている。

4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務

動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができないものとする。

(説明)

部会資料30第7の1から実質的な変更はない。

5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知

(1) 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡しを受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあっては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の関連登記目録に記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（転譲渡担保権者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対

し、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

(説明)

5 1 (1)について

部会資料 30 第 6 の 6(1)では、動産譲渡担保権者が「動産譲渡担保権の実行に着手したとき」に通知をしなければならないものとしていた。もっとも、「実行に着手」では具体的な時点が明確でないため、これを明確化すべきと考えられるところ、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受ける前に通知をするとすれば後順位の担保権者と動産譲渡担保権設定者が通謀して執行妨害行為に及ぶ可能性もないではない一方で、後順位の担保権者の物上代位の利益を保護するためには遅くとも帰属清算の通知又は処分清算譲渡の時には通知を求めるべきと考えられる。そこで、(1)では、被担保債権の不履行があり、かつ、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたときは、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）に通知をしなければならないものとしている。

また、部会資料 30 第 6 の 6(1)では、占有改定により対抗要件を具備している動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を譲渡人とする動産譲渡登記において譲受人として登記されている全ての者に通知をしなければならないものとしていた。しかし、先順位の担保権者の同意を得ないでした後順位の担保権者による私的実行は通知の有無にかかわらず無効であるから、その通知を求める必要性は高いとはいえない一方で、占有改定により対抗要件を具備している動産譲渡担保権者に対して徒に広い範囲での通知を求めるることは、動産譲渡登記を備えないことへのサンクションであるかのように受け取られかねず、相当でないと考えられる。そこで、(1)では、動産譲渡登記を備えていない動産譲渡担保権者に対しては通知を求めないこととしている。

25 2 (2)について

部会資料 30 第 6 の 6(2)では、例えば電子メールアドレスを任意的な登記事項とすることによって、電子メールアドレスが登記に記載されているときは当該電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信すれば足りるものとすることなどを想定し、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所、事務所その他法務省令で定める連絡先に宛てて発すれば足りるものとする考え方を隅付き括弧で示していたが、部会では、この考え方に対する賛成意見はなかった。上記のような措置は、電子メールアドレス等の連絡先が登記事項として第三者に取得され得ることとすることの是非や、連絡先の更新に関する規律のあり方、電子メールの送信の有無が争われるリスクなどの問題があるため、具体的なニーズに乏しいのであれば、そのような措置を採用することは相当でないと考えられる。そこで、(2)では、この考え方を採用せず、(1)の通知は住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとしている。

6 清算金の支払に関する処分の禁止

(1) 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができないものとする。

(2) 帰属清算時又は処分清算時前に帰属清算金又は処分清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができないものとする。

5 (説明)

部会資料 35 第 4 の【案 4.2】を採用したことにより、基準時を帰属清算時又は処分清算時としているが、それ以外に部会資料 30 第 6 の 7 から実質的な変更はない。

第 8 集合動産譲渡担保権の実行

10 1 集合動産譲渡担保権の実行

(1) 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、あらかじめ、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないものとする。

(2) 上記(1)の通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に動産特定範囲（上記(1)の通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。以下この 1 において同じ。）に属するに至った動産には及ばないものとする。

(3) 上記(1)の通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、動産特定範囲に属する動産（上記(2)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(4) 上記(1)の通知が到達した時に動産特定範囲に属していた動産と外形上区別ができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該動産特定範囲に属していたものと推定するものとする。

(5) 集合動産譲渡担保権者が、上記(1)の通知において、動産特定範囲の一部を更に種類及び所在場所の指定その他の方法により特定し、その特定された部分に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、上記(2)及び上記(3)の効力はその特定された部分にのみ生ずるものとする。

(6) 上記(2)の規定に反する特約は、無効とするものとする。

30 (説明)

1 (1)について

部会資料 31 第 1 の 1 から実質的な変更はない。

2 (2)について

部会資料 31 第 1 の 2 本文から実質的な変更はない。

3 (3)について

部会資料 31 第 1 の 3 から実質的な変更はない。なお、(2)の規律により集合動産譲渡担保権が及ばない動産については集合動産譲渡担保権設定者が処分権限を失わないことを明確化している。

4 (4)について

部会資料 34 第 1 の 2 から実質的な変更はない。

- 5 5)について
部会資料31第1の7から実質的な変更はない。
6 6)について
部会資料31第1の6から実質的な変更はない。

5

2 後順位の集合動産譲渡担保権による実行

- (1) 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者をいう。後記(2)において同じ。）がした当該重複する部分に係る上記1(1)の通知は、その先順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者（その集合動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）をいう。後記(2)において同じ。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。
- (2) 後順位の集合動産譲渡担保権者がその先順位の集合動産譲渡担保権者の全員の同意を得て上記1(1)の通知をした場合における同(2)の規定の適用については、同(2)中「劣後する」とあるのは、「優先し又は劣後する」とするものとする。

(説明)

20 部会資料31第1の8から実質的な変更はない。

なお、同8では、先順位の動産譲渡担保権者が後順位の集合動産譲渡担保権者がした通知を追認することを明示的に認める考え方を隅付き括弧で示していたが、前記第7の3と同様に、追認の可否については解釈に委ねることとしている。

25

参考・部会資料31

第1 集合動産譲渡担保権の実行

- 8 1の通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権がある場合には、当該通知は、その優先する集合動産譲渡担保権を有する者の全員の同意を得たとき【（優先する集合動産譲渡担保権を有する者がその通知を追認したときを含む。）】に限り、その効力を生ずる。この場合における2の適用については、2中「優先する」とあるのは、「優先し又は劣後する」とする。

30

3 通知の撤回

- (1) 上記1(1)の通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、その通知を撤回することができるものとする。
- (2) 上記(1)の規定による上記1(1)の通知の撤回は、その通知の到達の時に遡ってその効力を生ずるものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

(説明)

40 1 (1)について

部会資料 31 第 1 の 4 から実質的な変更はない。

2 (2)について

部会資料 31 第 1 の 5 から実質的な変更はない。

5 4 動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

(1) 動産特定範囲に属する動産について、担保権の実行としての競売若しくは滞納処分による差押え又は第 13 の 2(1)の規定による実行のための保全処分の決定 ((1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものに限る。) 若しくは第 13 の 3 の規定による実行のための引渡命令の決定の執行があったときは、集合動産譲渡担保権（当該動産が動産特定範囲に属する集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあっては、各集合動産譲渡担保権）は、その後にその動産特定範囲のうち当該差押え又は執行の場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

(2) 上記(1)に規定する場合には、集合動産譲渡担保権設定者は、動産特定範囲のうち上記(1)に規定する差押え又は執行の場所として特定された部分に属する動産（上記(1)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(3) 動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第 195 条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売による差押えがあった場合において、集合動産譲渡担保権者が配当要求をしたときは、当該集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権は、その配当要求の時よりも後に動産特定範囲（その配当要求をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。後記(4)において同じ。）のうち当該差押えの場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

(4) 上記(3)に規定する場合において、集合動産譲渡担保権設定者が配当要求があったことを知ったときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、動産特定範囲のうち上記(3)に規定する差押えの場所として特定された部分に属する動産（上記(3)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(5) 上記(1)に規定する差押え若しくは執行又は上記(3)に規定する差押えが取り消されたときは、上記(1)から上記(4)までの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなすものとする。

（説明）

1 (1)及び(2)について

部会での審議を踏まえ、部会資料 34 第 1 の 3 の両案のうち【案 1.2】を採用している。

【案 1.2】(1)では、実行のための保全処分、実行のための引渡命令及び担保権の実行としての競売に係る差押えのみを掲げていた。もっとも、国税等は登記のない一般先取特権に優先することからすれば、滞納処分についても担保権の実行としての競売に準じて扱うのが相当であると考えられる。そこで、(1)及び(2)では、滞納処分による差押えも固定化事由としている。

また、部会では、個別動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えによっては固定化は生じないものとすることや、集合動産譲渡担保権に基づく担保権の実

行としての競売による差押えについては場所のみならず種類によっても固定化の範囲を画することも考えられるとの意見もあった。もっとも、例えばシリアルナンバー1番から200番までが倉庫に存在する時点で「シリアルナンバー1番から100番まで」を対象とする実行がされたときは、動産特定範囲のうち実行が終了した一部を明確に特定することができないため、当該倉庫全体について固定化が生じたものと解するほかないが（担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明108、109頁参照）、この考え方は動産特定範囲に属する特定の個別動産のみを対象として実行がされた場合にも同様に当てはまる。また、このように特定動産のみを対象として実行がされた場合には全体について固定化が生じたものと解するほかないことを前提としたときには、(1)に掲げる差押え又は執行が行われる場合において、動産の種類によって対象を特定しているのか（そのため種類及び場所の範囲で固定化が生ずるのか）、それとも特定動産を対象としたのか（そのため場所の範囲で固定化が生ずるのか）という区別は、必ずしも容易ではないことからすれば、差押え又は執行があった場合に場所のみならず種類によっても固定化の範囲が画されるとした場合には、固定化の範囲が不明確となり各当事者の利益が害されるおそれがある。そこで、(1)及び(2)では、(1)に掲げる差押え又は執行が行われた場合には、特定の個別動産を対象としたか否かや動産の種類によって対象を特定したと解する余地があるか否かにかかわらず、動産特定範囲のうちその差押え又は執行の場所として特定された部分について固定化が生ずるものとしている。

2 (3)及び(4)について

部会資料34第1の3の【案1.2】(3)では、強制執行による差押えのみを掲げていた。もっとも、形式的競売は、担保権の優先弁済権に基づく競売ではないことから、それによって当然に固定化を生じさせる必要はないと考えられる一方で、担保権者が配当要求をすることができる場合があることから、集合動産譲渡担保権による配当要求があったときには固定化を生じさせるのが相当である。そこで、(3)及び(4)では、強制執行に加えて形式的競売も掲げることとしている。

また、部会資料34第1の3の【案1.2】(3)及び(4)では、配当要求に係る集合動産譲渡担保権に優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権について、各集合動産譲渡担保権の動産特定範囲のうち差押えの場所として特定された部分について固定化が生ずるものとしていた。もっとも、この場合には担保権を使用しているのは配当要求をした集合動産譲渡担保権者であるから、その場合の固定化の範囲については、配当要求に係る集合動産譲渡担保権の動産特定範囲の限度とするのが合理的である。そこで、(3)及び(4)では、配当要求に係る集合動産譲渡担保権に優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権については、配当要求をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲のうち当該差押えの場所として特定された部分（当該優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲、配当要求をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権の動産特定範囲及び差押えの場所として特定された部分の三つが相互に重なり合っている部分）について固定化が生ずるものとしている。

3 (5)について

上記の差押え又は執行が取り消された場合には、前記3(2)本文と同様に、集合動産譲渡担保権がその差押え又は執行後その取消しまでの間に動産特定範囲に属するに至った動産

に対しても及ぶことを明確化するのが相当である。そこで、その場合には、上記(1)から上記(4)までの規定の適用については、その差押え又は執行自体がなかったものとみなすこととしている。

なお、前記3(1)の通知の撤回による固定化の覆滅は、集合動産譲渡担保権者自身の行為によるものであるため、その遡及効によって第三者の利益が害される場合には、集合動産譲渡担保権者の利益よりもその第三者の利益の保護を優先するのが相当である。これに対し、上記の差押え又は執行による固定化及びその取消しによる固定化の覆滅は、必ずしも集合動産譲渡担保権者に帰責性があるものではないため、集合動産譲渡担保権者の利益の保護を優先することとして、(5)では、前記3(2)ただし書のような第三者保護規定は設けないこととしている。第三者保護規定を設けないととも、集合動産譲渡担保権設定者は上記の差押え又は執行の取消しによって遡及的に動産特定範囲に属する動産の処分権限を有していたことになるため、第三者の権利が害される事態が生ずることは多くないと考えられる。

第9 債権譲渡担保権の実行

1 債権譲渡担保権による債権の取立て等

- (1) 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた給付の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。
- (2) 第三債務者は、債権譲渡担保契約による債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第467条第1項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対して弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。
- (3) 上記(2)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を返還しなければならないものとする。
- (4) 上記(1)後段又は上記(3)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者から譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者がその譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者に対抗することができるものとする。
- (5) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、その弁済期が被担保債権についての不履行の前に到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在するものとする。
- (6) 譲渡担保債権が物の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者

が弁済としてその物の引渡しを受けたときは、金銭債務を担保するため、債権譲渡担保権設定者がその物を債権譲渡担保権者に譲渡することを約したものとみなすものとする。この場合においては、上記(1)後段及び上記(3)の規定は、適用しないものとする。

(説明)

5 1 (1)について

(1)前段については、部会資料 31 第 5 の 1(1)から実質的な変更はない。なお、部会資料 31 第 5 の 2(1)では、譲渡担保債権が金銭債権であるときは、債権譲渡担保権者は自己の債権額に対応する部分を超えてこれを取り立てる能够性を規律を提案していたところ、民法第 366 条第 2 項のように債権譲渡担保権者の取立権限を制約する規定を設けないこととして、(1)前段によってこの規律をも表すこととしている。

(1)後段では、譲渡担保債権が非金銭債権（例えば役務の提供を目的とする債権など。なお、物の引渡請求権を除く。）である場合を含め、債権譲渡担保権者が受けた給付の価額が被担保債権額を上回る場合には、清算義務が生ずることを明確化することとしている。

2 (2)について

(2)前段について、部会資料 31 第 5 の 3(1)イでは、規律の対象を譲渡担保債権が金銭債権である場合に限定していた。もっとも、第三債務者は債権譲渡が真正債権譲渡と債権譲渡担保のいずれであるかや被担保債権の弁済期の到来の有無を容易に認識することができず、そのような第三債務者を保護する必要があることは、譲渡担保債権が金銭債権であるか否かによって異なるものではない。そこで、(2)前段では、第三債務者は、譲渡担保債権が金銭債権であるか否かにかかわらず、債務者対抗要件を具備した債権譲渡担保権者に対してした弁済等を債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとしている。なお、部会資料 31 第 5 の 3(1)イでは、「債権譲渡担保権の目的である金銭債権の弁済期が債権譲渡担保権者の債権の弁済期前に到来したとき」を要件としていたが、被担保債権の弁済期が到来したときには当然弁済をすることができ、被担保債権の弁済期と譲渡担保債権の弁済期の先後関係をあえて要件として規定する必要がないことから、(2)前段においてはこれを規定していない。

(2)後段については、前段と同様に譲渡担保債権が金銭債権であるか否かにかかわらず規律の対象としていることを除き、部会資料 31 第 5 の 3(1)ウ前段から実質的な変更はない。

3 (3)について

部会資料 31 第 5 の 3(1)ウ後段から実質的な変更はない。

なお、部会資料 31 第 5 の 3(1)ウ後段では、弁済額に利息を付した額から被担保債権の額を控除した残額を返還するものとする考え方を隅付き括弧で示していたが、部会では利息を付すことを要しないものとすべきとの意見が複数あったこと、同様の法律関係である敷金についても利息を付すことは求められていないことから、(3)では、利息を付すことを要しないものとしている。

4 (4)について

清算金の支払の債務の弁済等について、第 7 の 1(4)後段及び同 2(5)後段と同様の規律を設けている。

5 (5)について

(5)前段については、部会資料 31 第 5 の 3(1)アから実質的な変更はない。

部会資料 31 第 5 の 3 の（説明）2 では、(5)前段の供託について、債権譲渡担保権を被供託者とし、債権譲渡担保権者が供託金還付請求権を有するとしていた。このように解するとすれば、供託によって債権譲渡担保権が消滅し、供託金還付請求権を有するのも債権譲渡担保権者であることから、債権譲渡担保権者が有する権利を倒産手続開始後において別除権として扱うことはできないと考えられる。もっとも、債権質については、供託がされた場合には、質権は供託金について存在するため（民法第 366 条第 3 項後段）、質権者が有する権利は倒産手続との関係では別除権として扱われるところ、債権譲渡担保についても、実質は担保である以上、債権質と異なる扱いをするのは望ましくないと考えられる。そこで、(5)後段では、民法第 366 条第 3 項後段と同様に、債権譲渡担保権設定者を被供託者とし、債権譲渡担保権者はその供託金還付請求権について譲渡担保権を有することとしている。

なお、(5)前段の供託は、債権譲渡担保権者の請求による供託であることから、第三債務者が債権譲渡担保権者の請求なくして自ら供託をすることができるか否かは別途問題となる。現行法上の債権質については、第三債務者が質権者と設定者のいずれにも目的債権の弁済をすることができない状況は受領不能（民法第 494 条第 1 項第 2 号）に当たるとして、第三債務者が民法第 366 条第 3 項前段によることなく自ら供託をすることができるとする見解が有力である。しかし、(2)前段のとおり、第三債務者は債務者対抗要件を備えた債権譲渡担保権者に対して弁済ができるものとするのであれば、受領不能に当たるとは言い難い。したがって、第三債務者は、債権譲渡担保権者が弁済の受領を拒絶した場合などを除き、債権譲渡担保権者の請求なくして自ら供託することはできないと考えられる。

6 (6)について

部会資料 31 第 5 の 4 では、譲渡担保債権が非金銭債権である場合について、債権譲渡担保権者が弁済を受けた物について動産譲渡担保権を取得するとの考え方と動産質権を取得するとの考え方を隅付き括弧で示していたが、部会では前者の考え方を支持する意見があったことも踏まえ、(6)前段では、譲渡担保権を取得するとの考え方を採用している。なお、(6)は、譲渡担保債権が不動産の引渡請求権である場合にも適用されることから、動産譲渡担保権を取得したものとするのではなく、金銭債務を担保するためその物を譲渡したものとみなすこととしている。

譲渡担保債権が物の引渡請求権以外の非金銭債権であるときは、(1)後段及び(3)の規定が適用されるのに対し、譲渡担保債権が物の引渡請求権であるときは、その弁済によってではなく弁済を受けた物に対する実行によって被担保債権を回収することが予定されていることから、(1)後段及び(3)の規定は適用されないこととするのが相当である。そこで、(6)前段では、譲渡担保債権が物の引渡請求権である場合を規律の対象とすることを明確化するとともに、(6)後段では、その場合に(1)後段及び(3)の規定が適用されないことを明確化している。

現行民法第 366 条第 4 項に関しては、債権質権者は、目的債権が物の引渡請求権であるときは、被担保債権の不履行がなくとも目的債権を取り立てができるとの見解が有力である。譲渡担保債権が物の引渡請求権である場合における債権譲渡担保権者による取立ては、それによって譲渡担保債権の価値が被担保債権に充当されるものではなく実行そ

のものではないと解するのであれば、その取立てを被担保債権の不履行があるときまで制約する必要はないとも考えられる。しかし、ここでの取立ては、譲渡担保債権の目的である物の占有を第三債務者から担保権者に移転させるという点において現状を変更する意味を有するが、債権譲渡担保権者は通常は被担保債権の弁済期と譲渡担保債権の弁済期の先后関係を踏まえて債権譲渡担保権を設定することができるから、あえて債権譲渡担保権者に対して被担保債権の弁済期が到来していないにもかかわらずそのような現状を変更する権限を与える必要性は乏しいようと思われる。そこで、(6)では、譲渡担保債権が物の引渡請求権である場合においても、(1)前段が適用され、債権譲渡担保権者は被担保債権の不履行があるまでは譲渡担保債権を取り立てることができないことを前提としている。

10

2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行

- (1) 上記第7の1 ((5)を除く。)、同2 ((6)及び(7)を除く。) 及び同6の規定は、債権譲渡担保権（動産利用権を目的とする債権譲渡担保権を除く。）について準用するものとする。
- (2) 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行における被担保債権の消滅時期については、その被担保債権について不履行があった場合において、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をし、かつ、帰属清算の通知又は上記第7の2(2)の通知の日から二週間を経過した時（帰属清算の通知又は処分清算譲渡の後その時までの間に当該債権譲渡担保権について民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令が発せられた場合にあっては、その時又は当該中止の命令が効力を失った時のいずれか遅い時）とする。

15

(説明)

1 (1)について

部会資料31第5の5(1)から実質的な変更はない。

2 (2)について

第7の1及び2において、帰属清算の通知又は処分清算譲渡の日から二週間を経過し又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたときに被担保債権が消滅することとしたことから、目的物の引渡しを観念することができない債権譲渡担保権について、いつの時点で被担保債権が消滅するものとするかが問題となる。債権譲渡担保権の実行が帰属清算の通知又は処分清算譲渡によって直ちに終了するものとすれば、倒産手続及び担保権実行手続中止命令等の申立てをする機会が失われ、債権譲渡担保権設定者の事業の再建に支障が生ずるおそれがあることは、動産譲渡担保権の私的実行について猶予期間を設けない考え方を探る場合と異なると考えられる。また、債権譲渡担保権者は直接取立てによる実行をできるから、帰属清算方式又は処分清算方式による私的実行について一律に猶予期間が設けられたとしても、債権譲渡担保権者の利益が害される程度は小さいと考えられる。そこで、(2)では、債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行について、一律に2週間の猶予期間を設けることとし、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした旨の通知から2週間の経過後に被担保債権が消滅することとしている。

20

25

30

35

第10 集合債権譲渡担保権の実行

【P】

(説明)

40

集合債権譲渡担保契約の取立権限に関する規律については、前々回の部会における議論も踏まえて検討中である。

第 11 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

5 動産及び債権以外の財産（不動産を除く。）を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、第 9 及び第 10 の規定を準用するものとする。

(説明)

不動産、動産及び債権以外の財産には様々なものがあるから、これを目的とする譲渡担保権の実行方法を一律かつ詳細に規律することは困難である。もっとも、そのような譲渡担保権は、基本的に無体物を目的とする点で債権譲渡担保権と共通の性質を有する上に、例えば出資持分権、信託受益権、ゴルフ会員権など、その目的とする財産の内容に債権が含まれているものや第三債務者又はこれに準ずる者が存在するものがあることからすれば、その実行については原則として債権譲渡担保権と同様の規律とするのが相当である。そこで、不動産、動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、第 9 及び第 10 の債権譲渡担保権の実行に係る規定を準用するものとしている。

第 12 強制執行等の特例

1 動産譲渡担保権による配当要求及び動産競売の申立て

20 (1) 動産譲渡担保権は、民事執行法第 190 条以下の規定に基づく競売によって実行することができるものとする。

(2) 動産譲渡担保権者は、譲渡担保動産（集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。）に対する強制執行及び担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）において、配当要求をすることができるものとする。

(説明)

部会資料 31 第 2 の 1 及び 2 から実質的な変更はない。

2 動産譲渡担保権による第三者異議の訴え

30 動産譲渡担保権者は、譲渡担保動産（集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。）が差し押さえられた場合において、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、当該差押えについて民事執行法第 38 条第 1 項（同法第 194 条において準用する場合を含む。）に規定する第三者異議の訴えを提起することができないものとする。

(説明)

部会資料 31 第 2 の 3 ただし書から実質的な変更はない。

なお、部会資料 31 第 2 の 3 本文では、動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の差押えに対して第三者異議の訴えを提起することができるものとすることを提案していた。もっとも、動産譲渡担保権者が第三者異議の訴えを提起することができることについては、判例が確立している上に、後記 3 のとおり消除主義を採用することを前提とすると、譲渡担保動産

に対する強制執行又は動産競売の申立てによって動産譲渡担保権が侵害されることは明らかであるため、動産譲渡担保権者が強制執行又は動産競売による侵害を受忍すべき地位にないものとして第三者異議の訴えを提起することができるについて、あえて規定を設ける必要はないと考えられる。そこで、2では、第三者異議の訴えの提起が否定される場合のみを明文化することとしている。

3 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅

譲渡担保動産（集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産を含む。以下この3において同じ。）につき強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅するものとする。

(説明)

形式的競売及び企業担保権の実行手続によっても動産譲渡担保権が消滅することや、集合動産譲渡担保契約における動産特定範囲に属する動産の売却によっても当該動産に係る集合動産譲渡担保権が消滅することを明確化しているほかは、部会資料31第2の5から実質的な変更はない。

第13 指定する裁判手続

1 通則的な規律

第13に規定する裁判手続に関する通則的な規律については、民事執行法の規律を参考として、所要の規定を整備するものとする。

(説明)

第13に規定する裁判手続は、民事執行法上の保全処分又は引渡命令に類似するものであることから、その裁判手続についての通則的な規律についても、民事執行法の規律を参考として、所要の規定を整備するものとしている。

2 動産譲渡担保権の実行のための保全処分

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者又は動産譲渡担保権設定者若しくは譲渡担保動産の占有者が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(1)において同じ。）をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、動産譲渡担保権者の申立てにより、当該動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないものとする。

ア 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認める

- ときは、公示保全処分を含む。)
- イ 次に掲げる事項を内容とする保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）
- （ア）当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。
- （イ）執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。
- ウ 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分
- （ア）上記イ（ア）及び（イ）に掲げる事項
- （イ）上記イ（ア）に規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。
- （2）（1）イ又はウに掲げる保全処分は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができないものとする。
- ア （1）の債務者又は（1）の動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合
- イ （1）の譲渡担保動産の占有者の占有の権原が（1）の規定による申立てをした者に对抗することができない場合
- （3）裁判所は、申立人が（1）の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は（1）の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。
- ア 帰属清算の通知をしたこと。
- イ 処分清算譲渡をしたこと。
- ウ 後記3（1）に規定する引渡命令の申立てをしたこと。
- エ 民事執行法第190条第1項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売（後記3（3）において「動産競売」という。）の申立てをしたこと。
- （4）（3）ウ又はエの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。
- （5）裁判所は、債務者及び動産譲渡担保権設定者以外の占有者に対し（1）の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならないものとする。
- （6）裁判所が（1）の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせができるものとする。ただし、（1）イに掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、（1）の規定による決定をしてはならないものとする。
- （7）事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、（1）の規定による決定を取り消し、又は変更することができるものとする。
- （8）（1）、（3）又は（7）の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- （9）（8）の即時抗告（（1）の申立てについての裁判に対するものに限る。）は、執行停止の効力を有しないものとする。
- （10）（3）又は（7）の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

- (11) (1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならないものとする。
- (12) (11)に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができるものとする。
- 5 (13) (1)の申立て又は(1) (アに係る部分を除く。) の規定による決定の執行に要した費用（譲渡担保動産の保管のために要した費用を含む。）は、その譲渡担保動産を目的とする強制執行又は担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）においては、共益費用とするものとする。

（説明）

10 1 (1)、(2)、(5)から(7)まで、(9)及び(11)から(13)までについて

部会資料 30 第 7 の 2 (1)、(2)、(5)から(7)まで、(9)及び(11)から(13)までから実質的な変更はない。

2 (3)について

部会資料 30 第 7 の 2 (3)では、期間を 3 か月としていたが、目的物が動産であることを踏まえ、期間を 1 か月に修正している。

また、部会資料 30 第 7 の 2 (3)では、動産競売開始許可の申立ても掲げていたが、動産競売開始許可の申立ては飽くまで動産競売の申立ての前段階としてされるものであって、動産競売開始許可の申立てさえすれば動産競売の申立てをしなくとも保全処分の取消しを免れることとなるのは不合理であることから、動産競売開始許可の申立ては規定しないこととしている。

20 3 (4)について

一度でも引渡命令の申立て又は動産競売の申立てをすればその申立てが取り下げられ又は却下されたとしても保全処分の取消しを免れることとなるのは不合理であることから、民事保全法第 37 条第 4 項を参考として、その申立てが取り下げられ又は却下された場合には、その申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすこととしている。

25 4 (8)及び(10)について

部会資料 30 第 7 の 2 (8)及び(10)では、(3)の保全処分を取り消す旨の決定について、即時抗告の対象とせず、確定しなくともその効力が生ずるものとしていた。もっとも、民事執行法第 187 条第 4 項の保全処分を取り消す旨の決定が執行抗告の対象とされていないのは、同項に規定する担保不動産競売の申立てをしたことを証する文書の提出の有無は定型的に判断することができる事柄であるためと解されるが、(3)のうち特に帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたことを証する文書の提出の有無は必ずしも定型的に判断することができるものではないため、その決定に対する即時抗告を認めるのが相当である。そこで、(8)では、(3)の申立てについての裁判に対しても即時抗告を提起することができるものとともに、(10)では、(3)の規定による決定は確定しなければ効力が生じないものとしている。

3 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該

動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとする。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでないものとする。

5 (2) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならないものとする。

(3) 裁判所は、申立人が(1)の規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、被申立人又は同項の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 動産競売の申立てをしたこと。

10 (4) (3)ウの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。

(5) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、被申立人を審尋しなければならないものとする。

15 (6) (1)又は(3)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(7) (1)又は(3)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

1 (1)について

25 部会資料 30 第 7 の 3(1)から実質的な変更はない。

部会資料 34 第 1 の 4 では、実行のための引渡命令の相手方に譲渡担保動産を占有する第三者を含めるか否かについて問題提起していた。この点について、部会では、設定者を相手方とすることはできるにもかかわらず単なる占有者を相手方とすることはできないのは不自然であることなどを指摘して、相手方を設定者に限定すべきでないとの意見が複数あったほか、民事執行法第 23 条第 4 項により執行力を拡張することができる者を相手方とすることは許容されるのではないかとの意見もあった。同項の「請求の目的物を所持する者」には、一般に受寄者が含まれると解されており、債務者が執行を免れる目的で第三者と通謀して第三者に占有を移転している場合には当該第三者は所持者に当たると解する見解もあること、賃借人は同項の「請求の目的物を所持する者」に当たらないものの、動産の賃借権は動産譲渡担保権者に対抗することができる占有権原には当たらないことを踏まえると、実行のための引渡命令の相手方に譲渡担保動産を占有する第三者を含めるとしても、必ずしも相当性を欠くものではないと考えられる。そこで、(1)では、部会資料 30 第 7 の 3(1)と同様に、譲渡担保動産の占有者も引渡命令の相手方とができるものとしている。

40 2 (2)について

部会資料 30 第 7 の 3(2)前段から実質的な変更はない。

なお、同(2)後段では、「その担保の額は、その時の動産譲渡担保権の目的である動産の価額として相当な額がその時のその担保する債権の額を超える場合のその差額に相当する額として裁判所が定める額とする」としていたが、基準時は本来は帰属清算時又は処分清算時であり、担保決定後基準時までの価額変動が客観的に予測されるような場合にこれを考慮することをあえて排除する必要まではないこと、担保決定が裁判所の裁量によることはこの定めがなくとも当然であることから、この部分は削除している。

3 (3)について

前記 2(3)と同様に、期間を 1 か月に修正しているほか、動産競売開始許可の申立ては規定しないこととしている。

4 (4)について

前記 2(4)と同様に、動産競売の申立てが取り下げられ又は却下された場合には、その申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすこととしている。

5 (5)について

部会資料 30 第 7 の 3(5)では、審尋を経ることによりその申立ての目的を達することができない事情があるときは、例外的に審尋を要しないものとする考え方を隅付き括弧で示していた。もっとも、動産譲渡担保権者が実行のための引渡命令によって譲渡担保動産の引渡しを受けた場合には、その後に帰属清算の通知又は処分清算譲渡をすることによって直ちに被担保債権が消滅することとなるため、審尋を経ることなく引渡命令が発令されることによって、設定者が倒産手続及び担保権実行手続中止命令等の申立てをする機会が十分に確保されないこととなるおそれがある。また、部会では、例外的に審尋を要しないものとする考え方は、迅速性を重視するものと考えられるが、即時抗告がされて確定が遮断された場合には、抗告審で審尋が行われて一定の時間を要することとなるため、確定しなければ決定の効力が生じないと(7)の規律と整合しないとの指摘があった。そこで、(5)では、一定の場合には例外的に審尋を要しないものとする考え方は採用しないこととしている。

6 (6)及び(7)について

前記 2(8)及び(10)と同様に、(6)では、(3)の申立てについての裁判に対しても即時抗告を提起することができるものとともに、(7)では、(3)の規定による決定は確定しなければ効力が生じないものとしている。

4 動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

(1) 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この 4 及び 7 において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（第 7 の 1(1)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合又は同 2(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができるものと

する。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでないものとする。

(2) 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から一月を経過したときは、(1)の申立てをすることができないものとする。

5 (3) 裁判所は、(1)の規定による決定をする場合には、被申立人を審尋しなければならないものとする。

(4) (1)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) (1)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

10 1 (1)について

第7の1及び2において、帰属清算時又は処分清算時に被担保債権が消滅することとしたことから、実行後の引渡命令の制度は帰属清算時又は処分清算時後にのみ利用することができるものとしている。

15 また、処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者についても、譲渡担保契約に基づく債権的な譲渡担保動産の引渡請求権を有していると考えられることから、実行後の引渡命令を申し立てることができることとしている。

譲渡担保動産の占有者も引渡命令の相手方とすることができまするものとしていることは、前記3(1)と同様である。

2 (2)について

20 前記2(3)及び3(3)と同様の考え方に基づき、申立期間を3月から1月に修正している。

3 (3)について

前記3(5)と同様に、一定の場合には例外的に審尋を要しないものとする考え方を採用しないこととしている。

4 (4)及び(5)について

25 部会資料30 第7の4(4)及び(5)から実質的な変更はない。

5 後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等

後順位の動産譲渡担保権者は、その先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得なければ、上記2(1)に規定する保全処分又は上記3(1)に規定する引渡命令の申立てをすることができないものとする。

(説明)

後順位の動産譲渡担保権者による私的実行は、全ての先順位の動産譲渡担保権者の同意がある場合に限って効力を生ずるものとすることを前提として、前記2及び3の保全処分及び引渡命令についても、後順位の動産譲渡担保権者は全ての先順位の動産譲渡担保権者の同意がある場合に限って申立てをすることができるものとしている。

前記2の保全処分については、後順位の動産譲渡担保権者が独自に申立てをすることができるものとすることも考えられる。しかし、例えば後順位の動産譲渡担保権者が執行官保管又は占有移転禁止の保全処分を得た後に先順位の動産譲渡担保権者が私的実行をした場合などにおいては、法律関係が複雑となり、先順位の動産譲渡担保権者が執行官又は設定者から譲渡担保動産の引渡しを受けることが困難となるなど、先順位の動産譲渡担保権

者による迅速かつ実効的な実行が妨げられるおそれがある。また、少なくとも先順位の担保権者と後順位の担保権者が協調関係にある場合には、保全の必要性があるにもかかわらず先順位の担保権者が自ら保全処分の申立てをしない上に後順位の担保権者による申立てにも同意をしないような事態は通常は考えにくい。そこで、5では、前記2の保全処分の申立てについても、先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を要することとしている。

また、上記4の実行後の引渡命令については、帰属清算の通知をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者等が申し立てができるとしているため、先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者はその申立てをすることができることから、5では実行後の引渡命令を掲げていない。

6 執行官保管の保全処分中の売却

上記2(1)イに掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならないものとする。

(説明)

部会資料30 第7の2(14)において執行官保管の保全処分について緊急換価の手続を設けるか否かを問題提起したところ、部会では、これを設けることに賛成する意見があった。そこで、6では、民事保全法第52条第1項、第49条第3項を参考として、緊急換価の手続を設けることとしている。

7 占有移転禁止の保全処分等の効力

(1) 上記2(1)ウに掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、動産譲渡担保権者等の申立てにより当該決定の被申立人に対して上記3(1)又は上記4(1)に規定する引渡命令が発せられたときは、動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行をすることができるものとする。

ア 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者

イ 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の被申立人の占有を承継した者

(2) (1)の決定の執行後に(1)の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知つて占有したものと推定するものとする。

(3) (1)の引渡命令について(1)の決定の被申立人以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、動産譲渡担保権者等に对抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が(1)ア又はイのいずれにも該当しないことを理由とすることができるものとする。

(説明)

部会では、占有移転禁止の保全処分については、引渡命令との関係で当事者恒定効を認める規定を設けるべきとの意見があった。そこで、7では、民事執行法第83条の2を参考として、占有移転禁止の保全処分について当事者恒定効を認める規定を設けることとして

いる。

第 14 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

- 5 (1) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- 10 (2) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者として扱うものとする。
- 15 (3) 再生手続において、譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (4) 更生手続において、譲渡担保権（開始前会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。
- 20 (5) 特別清算手続において、譲渡担保権（清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。
- (6) 承認援助手続において、譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

（説明）

(1)、(3)及び(4)については、部会資料 32 の第 2 から実質的な変更はない。

25 (2)については、破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について有する権利が破産財団に属しない場合について、破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者（破産法第 108 条第 2 項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有する者）として扱われることを明確化している。

30 (5)及び(6)については、特別清算手続及び承認援助手続においても、譲渡担保権者が、会社法及び外国倒産処理手続の承認援助に関する法律上の担保権者として扱われることを明確化している。

2 担保権実行手続中止命令

(1) 再生手続における担保権実行手続中止命令

35 ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その譲渡担保権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。クにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

- イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。
- ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。
- エ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- オ アの規定による中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。
- キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。
- ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。
- ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。
- コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。
- (2) 更生手続における中止命令
- ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、譲渡担保権の実行の手續で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止（譲渡担保権の実行の禁止を含む。）を命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。
- イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。
- ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- エ 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、アの規定により中止した譲渡担保権の実行手続の取消しを命ずることができるものとする。
- オ アの規定による中止の命令、ウの規定による決定及びエの規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。
- キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対しても弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(3) 特別清算手続における中止命令

ア 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。クにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の陳述を聴いたときは、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、ウの中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ ウの中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、債権譲渡担保権者に対しても弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

ケ ク本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コ ケの規定による供託がされたときは、ケの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(4) 承認援助手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処

理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に
対して既にされている譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命ずる
ことができるものとする。

イ 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、アの規定による中止の命令をすることができるものとする。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 24 条第 1 項の即時抗告がされたときも、同様とするものとする。

ウ イの規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又はイの即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失うものとする。

エ ア又はイの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

オ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。

カ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

キ ア又はイの規定による中止の命令及びカの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

ク キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

ケ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 25 条第 8 項の規定はア又はイの規定による中止の命令、カの規定による決定及びキの即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定はイの規定による中止の命令があった場合について準用するものとする。

コ 裁判所がア又はイの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

サ コ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

シ サの規定による供託がされたときは、サの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

（説明）

1 (1)について

アについては、部会資料 32 の第 3、1(1)並びに 2(1)及び(2)から実質的な変更はない。譲渡担保権の私的実行手続も、「譲渡担保権の実行手続」ないし「譲渡担保権の実行」に含まれるという趣旨である。

イについては、部会資料 32 の第 3、4 から実質的な変更はない。

ウについては、部会資料 32 の第 3、5(1)を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期

を「速やかに」としたものである。

エからキまでについては、現行法上の担保権の実行手続の中止命令と同様の規定を設けようとするものである。

ク及びケについては、部会資料 32 の第 3、6(1)及び(2)をベースとしている。クについては、弁済禁止の保全処分（民事再生法第 30 条第 6 項）に合わせて規定ぶりを修正しており、ケについては、実質的な変更はない。

コについては、部会資料 32 の第 3、6(2)ではケの規定による供託は債権譲渡担保権者を被供託者として行われ、債権譲渡担保権者が供託金還付請求権を有することを前提として提案をしていたが、内容を変更し、質権と同様に、債権譲渡担保権設定者が被供託者となることを前提に、債権譲渡担保権者は供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとすることを提案している。これは、部会資料 32 での提案に係る考え方によれば、あくまで一旦供託がされれば債権譲渡担保権が消滅し、供託金還付請求権を有するのも債権譲渡担保権者であることから、倒産手続開始後において別除権として扱うことはできないと考えられるが、中止命令の効力が減殺されることを防ぐためにク及びケの規定を設けた趣旨に反すると考えられるためである。

なお、部会資料 35 の第 4 の【案 4.2】では、担保権実行手続中止命令のうち動産譲渡担保権の私的実行に係るもの終期について、実行により目的である財産の全部の価値が充当されて被担保債権に係る債務が消滅するまでとすることを提案していたが、目的である財産の全部について実行がされた場合には譲渡担保権が消滅するため、担保権実行手続中止命令を発令することができなくなるのは当然であり、あえて明文の規定を設ける必要性に乏しいと考えられることから、特段の規定を設けないこととしている。この点は、(2)から(4)までについても同様である。

2 (2)について

アについては、部会資料 32 の第 3、1(2)並びに 2(3)及び(4)から実質的な変更はない。(1)と同様に、譲渡担保権の私的実行手続も、「譲渡担保権の実行手続」ないし「譲渡担保権の実行」に含まれるという趣旨である。

イについては、部会資料 32 の第 3、4 から実質的な変更はない。

ウからキまでについては、現行法上の中止命令と同様の規定を設けようとするものである（エにおいて、民事執行法に基づく譲渡担保権の実行手続が取消しの対象となる。）。

ク、ケ及びコについてはこの（説明）の前記 1 と同様である。

なお、譲渡担保権者の意見聴取について規定を提案していないのは、会社更生法上の中止命令においては、担保権者の意見聴取の規定が設けられていないためである。

3 (3)について

アについては、部会資料 32 の第 3、1(1)並びに 2(1)及び(2)から実質的な変更はない。(1)と同様に、譲渡担保権の私的実行手続も、「譲渡担保権の実行手続」ないし「譲渡担保権の実行」に含まれるという趣旨である。

イについては、部会資料 32 の第 3、4 から実質的な変更はない。

ウについては、部会資料 32 の第 3、5(1)を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期を「速やかに」としたものである。

エからキまでについては、現行法上の担保権の実行手続の中止命令と同様の規定を設け

ようとするものである。

ク、ケ及びコについてはこの（説明）の前記1と同様である。

4 (4)について

アについては、部会資料32の第3、1(1)並びに2(1)及び(2)から実質的な変更はない。(1)と同様に、譲渡担保権の私的実行手続も、「譲渡担保権の実行手続」ないし「譲渡担保権の実行」に含まれるという趣旨である。

イ及びウについては、現行法上の担保権の実行手続の中止命令と同様の規定を設けようとするものである。

エについては、部会資料32の第3、4から実質的な変更はない。

オについては、部会資料32の第3、5(1)を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期を「速やかに」としたものである。

カからケまでについては、現行法上の担保権の実行手続の中止命令と同様の規定を設けようとするものである。

コ、サ及びシについてはこの（説明）の前記1におけるク、ケ及びコに関する説明とそれぞれ同様である。

3 担保権実行手続取消命令

(1) 再生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、再生債務者（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第8、1(1)の通知若しくは動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売に係る差押え又は第10、1本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第7、1(1)（第9、2(1)において読み替えて準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定による帰属清算の通知、第7、2(1)（第9、2(1)において読み替えて準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定による処分清算譲渡若しくは第9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

- 力 キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。
- キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。
- ク オの即時抗告は、民事再生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。
- ケ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（民事再生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第16条から第16条の4まで）及び担保権の実行手続の中止命令がされた場合の再生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第32条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。
- (2) 更生手続における担保権実行手続取消命令
- ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第8、1(1)の通知又は第10、1本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。
- イ アの規定による取消しの命令及び2(2)エの規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する財産に係る担保権の実行としての競売に係るものに限る。）は、その発令前にされた第7、1(1)の規定による帰属清算の通知、第7、2(1)の規定による処分清算譲渡若しくは第9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】の効力を妨げないものとする。
- ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- エ アの規定による取消しの命令及びウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- オ エの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。
- カ エに規定する命令及び決定並びにエの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。
- キ エの即時抗告は、会社更生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、エの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。
- ク 中止命令について適用される文書等の閲覧等に関する規定（会社更生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第11条から第11条の4まで）及び中止命令がされた場合の更生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第23条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(3) 承認援助手続における担保権実行手続取消命令

- ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第8、1(1)の通知若しくは動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売に係る差押え又は第10、1本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。
- イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第7、1(1)の規定による帰属清算の通知、第7、2(1)の規定による処分清算譲渡若しくは第9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分【若しくは集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て】の効力を妨げないものとする。
- ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。
- エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。
- オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。
- カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。
- キ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第25条第8項の規定はアの規定による取消しの命令及びオの即時抗告についての裁判があった場合について準用するものとする。
- ク 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、アの規定による取消しの命令は、その効力を失うものとする。
- ケ オの即時抗告は、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第7条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。
- コ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に係る規定（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第13条。）及び担保権の実行手続の中止命令等が発令された場合に債務者の財産の処分等の行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる旨の規定（同法第31条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(説明)

1 (1)について

部会資料32第3、7(1)の問題提起を踏まえ、担保権実行手続取消命令の規定を設けることを提案している。

なお、担保権実行手続取消命令については、その趣旨から、再建型の倒産手続において

必要であると考えられることから、この(1)において再生手続について、(2)において更生手続について、(3)において承認援助手続について規定を設けることを提案している。

アについては、部会資料 32 第 3、7(2)①を踏まえ、担保権実行手続中止命令の要件に加え、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めることや、担保を立てさせることを要件とし、また、再生債権者の強制執行の取消しに関する規定との平仄の観点から、申立権者は再生債務者（保全管理人が選任されている場合には保全管理人）としている。

イについては、部会資料 32 第 3、7(2)②を踏まえ、取消命令によって、既に譲渡担保権者によって行われた帰属清算の通知、処分清算譲渡、債権の取立てや、既に譲渡担保権設定者によって行われた動産の処分や債権の取立ての効力が否定されることがないことを明確化する規定とした。なお、第 10、1 本文の通知がされた後に設定者による債権の取立てが行われる可能性があるかどうかは、集合債権譲渡担保権に関する平時の規定内容によるため、隅付き括弧を付している。

ウについては、前記 2(1)ウと同様に、譲渡担保権者の意見聴取に関する規定を設けることとしている。

エからキまでについては、現行法上の担保権の実行手続の中止命令と同様の規定を設けることとするものである。

クについては、アの規定による取消しの命令は、あくまで再生手続において、再生事件を取り扱う裁判体が発するものであり、民事再生法第 9 条に規定する「再生手続に関する裁判」に該当すると考えられるところ、同条前段が「再生手続に関する裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができる」旨を定めているため、この規定にかかわらずオの規定による即時抗告をすることができる旨を規定すると共に、オの規定による即時抗告について、同条後段と同様の期間とする旨を規定している。

ケについては、担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（民事再生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの。以下この（説明）の 1 において同じ。）第 16 条から第 16 条の 4 まで）及び担保権の実行手続の中止命令がされた場合の再生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第 32 条）について、アの規定による取消しの命令についても同様の趣旨が妥当することから、その対象となるよう規定を整備するものとしている。

民事再生法第 16 条の 4 は、担保権の実行手続の中止命令等が発令された後でなければ文書の閲覧の請求等をすることができないと規定しているところ、この規定については、アの規定による取消しの命令が発令された場合にも、担保権の実行手続の中止命令が発令された場合と同様に扱うことができるよう規定を整備するという趣旨である。

なお、部会資料 32 第 3、7(2)③のような終期に関する規定については、前記 2 と同様に、これを設けないこととしている。

また、部会資料 32 第 3、7(2)⑤で提案していた担保権者に対する債務消滅行為の効力に関する規定については、集合債権譲渡担保についても、個別債権譲渡担保と同様に、被担保債権の不履行前にも債権譲渡担保権者に弁済受領権限が与えられていること（第 9、1 (2)）を踏まえ、取消命令がされた場合における債権譲渡担保権者に対する弁済は規定を設

けるまでもなく有効であると考えられることから、規定を設けないこととしている。

2 (2)について

(1)と同様に、部会資料 32 第 3、7(1)の問題提起を踏まえ、担保権実行手続取消命令の規定を設けることを提案している。

アについては、現行法上も担保権の実行としての競売については取消命令が可能であり、中止命令の要件を満たしていることを前提として、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めることや、担保を立てさせることを要件としていることを踏まえ、同様に、中止命令の要件に加え、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めることや、担保を立てさせることを要件としている。また、担保権の実行としての競売についての取消命令と同様に、申立権者は開始前会社等（保全管理人が選任されている場合には保全管理人）としている。

イについては、この（説明）の前記 1 と同様である。

ウからカまでについては、現行法上の中止命令と同様の規定を設けることとするものである。

キについては、(1)クと同様である。

クについては、中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（会社更生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの。以下この（説明）の 2 において同じ。）第 11 条から第 11 条の 4 まで）及び中止命令がされた場合の更生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第 23 条）について、アの規定による取消しの命令についても同様の趣旨が妥当することから、その対象となるよう規定を整備するものとしている。

会社更生法第 11 条の 4 は、担保権の実行手続の中止命令等が発令された後でなければ文書の閲覧の請求等をすることができないと規定しているところ、この規定については、アの規定による取消しの命令が発令された場合にも、担保権の実行手続の中止命令が発令された場合と同様に扱うことができるよう規定を整備するという趣旨である。

なお、譲渡担保権者の意見聴取について規定を提案していないのは、会社更生法上の中止命令においては、担保権者の意見聴取の規定が特段設けられていないためである。

3 (3)について

(1)と同様に、部会資料 32 第 3、7(1)の問題提起を踏まえ、担保権実行手続取消命令の規定を設けることを提案している。

アについては、(1)と同様に、担保権実行手続中止命令の要件に加え、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めることや、担保を立てさせることを要件とし、また、強制執行の手続の取消しに関する規定との平仄の観点から、申立権者は債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人としている。

なお、強制執行の手続の取消しについては、担保を立てさせないでの発令も認められており、また、職権での発令も認められているが、(1)及び(2)のとおり、再生手続及び更生手続においても担保を立てさせることを要件としており、職権による発令を認めないこととの平仄や、わが国の倒産処理手続において、更生手続を除いて担保権の実行手続が中止されることはないとからすれば、取消命令による損害発生の蓋然性が高いことを踏まえ、担保を立てさせることを要件とし、職権による発令は認めないことを提案している。

イについては、この（説明）の前記1と同様である。

ウについては、前記2(4)オと同様に、譲渡担保権者の意見聴取に関する規定を設けることとしている。

エからキまでについては、現行法上の担保権実行手続中止命令と同様の規定を設けることとするものである。

クについては、承認援助法第24条第2項が外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときに、援助の処分がその効力を失うことを規定していることを踏まえ、担保権実行手続取消命令についても同様の規定を設けることとするものである。

ケについては、(1)クと同様である。

コについては、担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（承認援助法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの。以下この（説明）の3において同じ。）第13条）及び担保権の実行手続の中止命令が発令された場合に債務者の財産の処分等の行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる旨の規定（同法第31条）について、アの規定による取消しの命令についても同様の趣旨が妥当することから、その対象となるよう規定を整備するものとしている。

承認援助法第13条第8項は、担保権の実行手続の中止命令等が発令された後でなければ文書の閲覧の請求等をすることをできないと規定しているところ、この規定については、アの規定による取消しの命令が発令された場合にも、担保権の実行手続の中止命令が発令された場合と同様に扱うことができるよう規定を整備するという趣旨である。

4 破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

(1) 破産手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ ア及びイの場合において、動産譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(2) 破産手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第7、1及び2の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができるものとする。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したものとみなすものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
エ アの申立てについての裁判及びウの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、破産法第10条第3項本文の規定は、適用しないものとする。

5 (3) 特別清算手続における譲渡担保動産の換価の規定

ア 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保動産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

10 イ アの場合には、民事執行法第63条及び第129条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ ア及びイの場合において、譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならぬものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

15 (4) 特別清算手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第7、1及び2の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができる。

20 イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあっては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から2週間が経過したものとみなすものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

25 エ ウの裁判及びウの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならぬものとする。

(説明)

1 (1)について

破産法第184条第2項から第4項までは、破産管財人が、別除権の目的である財産を民事執行法等の強制執行の手続に関する法令に従って換価すること等について定めている。

30 動産譲渡担保権については、通常設定者が譲渡担保動産を占有しており、破産管財人が同条第2項に従って民事執行法に基づき競売することができると考えられるが、債権譲渡担保については、民事執行法第193条の規定に基づく債権執行によって実行することとしない理由（部会資料31第5、5(2)）が同様に妥当することから、破産管財人による競売を認めるのは適切でないと考えられる。

そこで、動産譲渡担保についてのみ、同条第2項から第4項までと同様の規律の対象とすることを提案している。

2 (2)について

40 破産法第185条は、別除権者が法律に定められた方法によらないで別除権の目的である財産の処分をする権利を有する場合には、裁判所が破産管財人の申立てにより別除権者が

その処分をすべき期間を定めることができる旨（同条第1項）、その期間内に別除権者が処分をしないときは、処分をする権利を失うこと（同条第2項）等を規定しており、同条第1項が規定する場合には、担保権者の権利を尊重する観点から、同条の手続を執った上で、同法第184条第2項の換価をすべきであると考えられている。

5 同法第185条の規定は譲渡担保権の私的実行についても適用されるものと考えられているが、今般譲渡担保権の私的実行に関する規定を設けるため、「法律に定められた方法によらないで・・・処分をする権利を有する場合」には該当しないこととなると考えられる。

そこで、アにおいて、譲渡担保権の私的実行が引き続き対象となることを明確化している。なお、「処分」とあるのは、同法第185条第1項と同様の文言を用いているものであり、同項については譲渡担保権の帰属清算方式による実行もこれに含まれると考えられているところ、その解釈を変更する趣旨ではない。

10 また、この（説明）の前記1のとおり、動産譲渡担保権を除く譲渡担保権については破産管財人による競売の対象としないため、同法第185条の手続がとられた場合の譲渡担保権の処理について規定する必要がある。

15 そこで、イにおいて、裁判所が定めた期間内に譲渡担保権者が処分をしない場合には、帰属清算通知がされ、かつ、期間の満了時に帰属清算の通知の日から二週間が経過したものとみなすこととしている。

3 (3)について

20 会社法第538条第2項から第4項までが、破産法第184条第2項から第4項までと同様の内容を規定していることを踏まえ、(1)と同様の規律を提案している。

4 (4)について

会社法第539条が、破産法第185条と同様の内容を規定していることを踏まえ、(2)と同様の規律を提案している。

25 5 担保権消滅許可制度の適用

(1) 破産法における担保権消滅許可制度

ア 譲渡担保権を、破産法における担保権消滅許可制度（同法第186条）の適用の対象とする。

イ 破産法における担保権消滅許可の申立てに対する対抗手段としての担保権の実行の申立て（同法第187条）に、譲渡担保権の私的実行を含むことはしないものとする。

(2) 民事再生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、民事再生法における担保権消滅許可制度（同法第148条）の適用の対象とする。

(3) 会社更生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、会社更生法における担保権消滅許可制度（同法第104条）の適用の対象とする。

35 (説明)

1 (1)について

部会資料32の第7、1(1)及び(2)から実質的な変更はない。

40 2 (2)及び(3)について

部会資料 32 の第 7、2 から実質的な変更はない。

6 根譲渡担保権の取扱い

(1) 破産手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 破産管財人は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならないものとする。この場合においては、破産法第 195 条第 2 項の規定による許可があった日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手続に参加することができる債権の額とするものとする。

イ アの規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）を有する者について準用する。

ウ ア前段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根譲渡担保権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、ア後段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手続に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなすものとする。

(2) 再生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）である場合において、根譲渡担保権者が民事再生法第 148 条第 3 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

イ 第 2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可が取り消された場合について準用するものとする。

ウ 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を担保する根譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するもので、極度額の定めがあるものに限る。以下この(2)において同じ。）の元本が確定している場合には、その根譲渡担保権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、民事再生法第 156 条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができるものとする。この場合においては、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならないものとする。

エ ウの仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根譲渡担保権を有する者の同意を得なければならないものとする。

オ 再生債権者が根譲渡担保権を有する場合には、その行使によって弁済を受けること

5 ができない債権の部分が確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによって認められた権利又は民事再生法第181条第1項の規定により変更された後の権利を行使することができるものとする。ただし、再生計画にウの規定による仮払に関する定め及び精算に関する措置の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

10 (3) 更生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（開始前会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）である場合において、根譲渡担保権者が会社更生法第104条第4項の規定による送達を受けた時から2週間を経過したときは、当該根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

イ 第2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可の決定が取り消された場合について準用する。

15 (説明)

1 総論

根譲渡担保権については、不特定の債権を被担保債権とする点において根抵当権と類似の性質を有することから、破産法、民事再生法及び会社更生法中の根抵当権に関する規定と同様の規律の対象とするものである。

2 (1)について

アについては破産法第196条第3項、イについては同条第4項、ウについては同法第198条第4項と同様の規律である。同法第196条第3項及び第198条第4項の趣旨は根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）について、同法第196条第4項及び第198条第4項の趣旨は根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）について妥当すると考えられるため、同様の規律の対象とすることを提案するものである。

25 3 (2)について

アについては民事再生法第148条第6項と同様の規律であり、イについては同条第7項と同様の趣旨の規律である。これらの趣旨は、極度額の定めの有無を問わず、根譲渡担保権にも妥当すると考えられるため、根譲渡担保権についても同様の規律の対象とすることを提案するものである。ただし、イについては、第2、9(14)イの規定を準用することとしている。

ウについては同法第160条第2項、エについては同法第165条第2項、オについては同法第182条と同様の規律である。これらの趣旨は、根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。）にも妥当すると考えられるため、同様の規律の対象とすることを提案している。

30 4 (3)について

(2)ア及びイにおいて摘示した民事再生法の規定と同様の規定が会社更生法にも存在するため（同法第104条第7項及び第8項）、(2)と同様に、根譲渡担保権についてもその規定と同様の規律を設けようとするものである。

7 再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効

次に掲げる事由が生じたときに集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとする。

ア 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあつたこと

イ 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実(支払不能(その者が法人である場合(破産法第16条第2項の場合を除く。)にあっては、支払不能又は債務超過(その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。)とする。以下このイにおいて同じ。)の生ずるおそれがあるとき又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときのいずれかに該当する事実をいう。)又は更生手続開始の原因となる事実(支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。)が生じたこと

(説明)

部会資料32の第4、2の問題提起を踏まえ提案しており、その内容に実質的な変更はない。

8 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

【P】

(説明)

別途検討する予定である。

9 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

【P】

(説明)

別途検討する予定である。

10 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

(1) 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときに限り、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第162条第1項、第235条第1項、第252条第1項第3号及び第266条、民事再生法第127条の3第1項、第190条第5項及び第256条並びに会社更生法第86条の3第1項及び第267条の規定を適用する。

(2) 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合には、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときに限り、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第162条第1項、第235条第1項、第252条第1項第3号及び第266条、民事再生法第127条の3第1項、第190条第5項及び第

256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用する。

(説明)

否認に関する部分については、部会資料 32 第 6 を踏まえて提案している。

5 第 4、3において、「通常の事業の範囲」という概念を用いないこととされていることから、部会資料 36 第 6、1②の要件を用いることとし、その上で、「債権を回収させる目的」とされていたのを「弁済を受けさせる目的」と修正した(実質を修正する趣旨ではない。)。

10 また、否認に関して、動産を動産特定範囲に属させる行為及び債権特定範囲に属する債権を発生させる行為があった場合に担保の供与があったものとみなすのとあわせて、破産法、民事再生法及び会社更生法における他の規定における「担保の供与」についても、同様の規律の対象とすることとしている。

第 15 民法の見直し

1 質権者による債権の取立て等

民法第 366 条の規律を次のように改めるものとする。

15 (1) 質権者は、質権の担保する債権について不履行があったときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた給付の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。

20 (2) 第三債務者は、質権の設定について質権者が第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる第 467 条第 1 項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に質権者に対して弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

25 (3) (2)前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた給付の価額から自己の債権の額を控除した残額を返還しなければならない。

30 (4) 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行の前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

(5) 債権の目的が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、(1)後段及び(3)の規定は、適用しない。

(説明)

1 (1)について

35 (1)前段については、部会資料 31 第 5 の 1②から実質的な変更はない。なお、部会資料 31 第 5 の 2②では、目的債権が金銭債権であるときは、質権者は自己の債権額に対応する部分を超えてこれを取り立てができるとの規律を提案していたところ、民法第 366 条第 2 項を削除することとして、(1)前段によってこの規律をも表すこととしている。

40 (1)後段では、目的債権が非金銭債権(例えば役務の提供を目的とする債権など。なお、物の引渡請求権を除く。)である場合を含め、質権者が受けた給付の価額が被担保債権額を

上回る場合には、清算義務が生ずることを明確化することとしている。

2 (2)について

(2)前段について、部会資料 31 第 5 の 3(2)アでは、現行法と同様に規律の対象を目的債権が金銭債権である場合に限定していた。もっとも、第三債務者が被担保債権の弁済期の到来の有無を容易に認識することができず、そのような第三債務者を保護する必要があることは、目的債権が金銭債権であるか否かによって異なるものではない。そこで、(2)前段では、第三債務者は、目的債権が金銭債権であるか否かにかかわらず、債務者対抗要件を具備した質権者に対して弁済等を質権設定者その他の第三者に対抗することができるものとしている。なお、部会資料 31 第 5 の 3(2)アでは、目的債権の弁済期が被担保債権の弁済期前に到来したことの要件としていたが、被担保債権の弁済期が到来したときには当然弁済をすることができ、被担保債権の弁済期と目的債権の弁済期の先後関係をあえて要件として規定する必要がないことから、(2)前段においてはこれを規定していない。

(2)後段については、前段と同様に目的債権が金銭債権であるか否かにかかわらず規律の対象としていることを除き、部会資料 31 第 5 の 3(2)イ前段から実質的な変更はない。

3 (3)について

部会資料 31 第 5 の 3(2)イ後段から実質的な変更はない。

なお、上記第 9 の 1(3)と同様に、弁済額に利息を付すことを要しないものとしている。

4 (4)について

現行民法第 366 条第 3 項は「質権者の債権の弁済期前に到来したとき」としているが、質権者は被担保債権の不履行があるまでは目的債権を取り立てることができないため、被担保債権の弁済期が到来したとしてもその不履行までの間は供託請求を認めるのが相当であることから、「質権者の債権についての不履行の前に到来したとき」と修正している。

なお、上記第 9 の 1(5)と同様に、第三債務者が質権者の請求なくして自ら供託をすることができるか否かが問題となるところ、(2)前段のとおり、第三債務者は債務者対抗要件を備えた質権者に弁済することができるものとするのであれば、受領不能に当たるとは言い難いため、第三債務者は、質権者が弁済の受領を拒絶した場合などを除き、質権者の請求なくして自ら供託をすることはできないと考えられる。

5 (5)について

目的債権が物の引渡請求権以外の非金銭債権であるときは、(1)後段及び(3)の規定が適用されるのに対し、目的債権が物の引渡請求権であるときは、その弁済によってではなく弁済を受けた物に対する実行によって被担保債権を回収することが予定されていることから、(1)後段及び(3)の規定は適用されないこととするのが相当である。そこで、(5)前段では、目的債権が物の引渡請求権である場合を規律の対象とすることを明確化するとともに、(5)後段では、その場合に(1)後段及び(3)の規定が適用されないことを明確化している。

また、現行民法第 366 条第 4 項に関しては、債権質権者は、目的債権が物の引渡請求権であるときは、被担保債権の不履行がなくとも目的債権を取り立てることができるとの見解が有力であるものの、上記第 9 の 1(6)と同様に、(5)では、目的債権が物の引渡請求権である場合においても、(1)前段が適用され、質権者は被担保債権の不履行があるまでは目的債権を取り立てることができないことを前提としている。

2 質権の実行方法に関する見直し

流質契約の有効性を否定する民法第349条を維持するものとする。

(説明)

部会資料31第3では、質権の実行方法に関する見直しの要否について、民法第349条を改正し、流質契約の有効性を認めるとともに、質権者が目的物の価額と被担保債権額の差額の支払義務を負うことを明確化する【案3.1】と、流質契約の有効性を否定する民法第349条を維持する【案3.2】の両案を併記していたところ、部会では、【案3.2】に賛成する意見があった。そこで、動産質一般について流質契約の有効性を認める具体的なニーズは指摘されていないこと、一般に流質契約の有効性を認めることができが消費者被害の拡大等につながるおそれがあることも踏まえ、質権の実行方法に関しては、流質契約の有効性を否定する民法第349条を維持することとしている。

第16 民事執行法の見直し

動産の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。

- 1 執行官は、動産の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行又は動産競売の申立ての時に執行債務者を動産譲渡担保権設定者又は留保買主等とする動産譲渡登記又は所有権留保登記において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（転譲渡担保権者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。
- 2 1の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

(説明)

1 1について

登記の有無を判断する基準時を申立ての時としていること、所有権留保登記がある場合についても通知の対象としていることのほか、部会資料31第2の4から実質的な変更はない。

2 2について

第7の5(2)と同様に、1の通知は住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとしている。

30

第17 民事再生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

民事再生法第31条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第53条第1項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この1において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

- (2) (1)の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (3) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。④及び②(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。
- 5 (4) 裁判所は、(1)の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならぬ。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。
- 10 (5) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (6) (1)の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。
- 15 (7) (6)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (8) (6)に規定する裁判及び(6)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第10条第3項本文の規定は、適用しない。

(説明)

- (1)については、部会資料32第3、1(3)及び2(5)から実質的な変更はない。
- (2)については、部会資料32第3、4から実質的な変更はない。
- (3)及び(4)については、部会資料32第3、5を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期を「速やかに」としたものである。
- 20 (5)から(8)までについては、現行民事再生法から実質的な変更はない。
- なお、担保権実行手続中止命令のうち債権質の直接取立てに係るもの終期について特段の規定を設けないこととしているのは、前記第14、2(1)と同様である。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。
- 30 (2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

- (1)から(3)までのいずれについても部会資料32第3、6をベースとしている。
- (1)については、同第3、6(3)を弁済禁止の保全処分（民事再生法第30条第6項）に合わせて規定ぶりを修正しており、(2)及び(3)については同第3、6(4)から実質的な変更はない。

第18 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し

1 担保権実行手続中止命令

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第27条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、債務者の財産につき担保権を有する者（以下この1において「担保権者」という。）又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている担保権の実行の手續の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）又は企業担保権の実行手續の中止を命ずることができる。
- (2) 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第24条第1項の即時抗告がされたときも、同様とする。
- (3) 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。
- (4) (1)又は(2)の規定による中止の命令（企業担保権の実行手續に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。
- (5) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手續の中止（実行の禁止を含む。⑥及び②(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者又は企業担保権の実行手續の申立人の意見を聴かなければならない。
- (6) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による債権を目的とする質権の実行の手續の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。
- (7) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (8) (1)又は(2)の規定による中止の命令及び(7)の規定による変更の決定に対しては、担保権者又は企業担保権の実行手續の申立人に限り、即時抗告をすることができる。
- (9) 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (10) 第25条第8項の規定は(1)又は(2)の規定による中止の命令、(7)の規定による決定及び(8)の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第9項の規定は(2)の規定による中止の命令があった場合について準用する。

（説明）

(1)については、部会資料32第3、1(3)及び2(5)から実質的な変更はない。

(2)及び(3)については、現行承認援助法から変更はない。

(4)については、部会資料32第3、4から実質的な変更はない。

(5)及び(6)については、部会資料32第3、5を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期を「速やかに」としたものである。

(7)から(10)までについては、現行承認援助法から実質的な変更はない。

なお、担保権実行手續中止命令のうち債権質の直接取立てに係るもの終期について特段の規定を設けないこととしているのは、前記第14、2(3)と同様である。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 裁判所が 1(1)又は(2)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。
- (2) (1)本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。
- (3) (2)の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

(1)から(3)までのいずれについても部会資料 32 第 3、6 をベースとしている。

(1)については、同第 3、6(3)を弁済禁止の保全処分(承認援助法第 26 条第 5 項)に合わせて規定ぶりを修正しており、(2)及び(3)については同第 3、6(4)から実質的な変更はない。

第 19 会社更生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

会社更生法第 24 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)を命ずることができる。ただし、イに規定する強制執行等又は力に掲げる処分については、その強制執行等に係る更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

ア 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続

イ 強制執行等(更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行(債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。)又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。)の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

ウ 開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

エ 開始前会社の財産関係の訴訟手続

オ 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

カ 外国租税滞納処分(共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分(共益債権を徴収するためのものを除く。)をいう。)で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

- (2) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分(共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分(共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。)を含

む。)で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。
ただし、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

(3) (2)の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があったとき、又は中止を命ずる決定があった日から2月を経過したときは、その効力を失う。

5 (4) (1)の規定による中止の命令 ((1)イの担保権の実行又は留置権による競売に係るものに
限る。)は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために
必要な条件を付して発することができる。

(5) 裁判所は、(1)及び(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

10 (6) 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前
会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担
保を立てさせて、(1)イの規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、(1)カの
規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分又は(2)の規定により中止した同項
に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の
取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徵収の権限を有する者の意見を聴かなければ
ならない。

15 (7) (1)又は(2)の規定による中止の命令、(5)の規定による決定及び(6)の規定による取消しの
命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(8) (7)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

20 (9) (7)に規定する裁判及び(7)の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を
当事者に送達しなければならない。

(説明)

(1)については、部会資料32第3、1(3)及び2(5)から実質的な変更はない。

(2)及び(3)については、現行会社更生法から変更はない。

(4)については、部会資料32第3、4から実質的な変更はない。

25 (5)から(9)までについては、現行会社更生法から実質的な変更はない。

なお、担保権実行手続中止命令のうち債権質の直接取立てに係るもの終期について特
段の規定を設けないこととしているのは、前記第14、2(3)と同様である。

また、担保権者の意見聴取について規定を提案していないのは、会社更生法上の中止命
令においては、担保権者の意見聴取の規定が特段設けられていないためである。

30

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設
けるものとする。

35 (1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を
含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対して
した弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第
三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、
債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

40 (3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者

は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

(1)から(3)までのいずれについても部会資料 32 第 3、6 をベースとしている。

(1)については、同第 3、6(3)を弁済禁止の保全処分（会社更生法第 28 条第 6 項）に合わせて規定ぶりを修正しており、(2)及び(3)については同第 3、6(4)から実質的な変更はない。

第 20 会社法の見直し

1 担保権の実行の手続等の中止命令

会社法第 516 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、清算株式会社の財産につき担保権を有する者 ((2)及び 3 において「担保権者」という。)、企業担保権の実行の手續の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手續の申立人 (3 において「一般先取特権者等」という。) に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手續の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。 (2)において同じ。）、企業担保権の実行の手續の中止又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手續の中止を命ずることができる。

(2) (1)の規定による中止の命令（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手續の中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

(説明)

(1)については、部会資料 32 第 3、1(3)及び 2(5)から実質的な変更はない。

(2)については、部会資料 32 第 3、4 から実質的な変更はない。

なお、担保権実行手続中止命令のうち債権質の直接取立てに係るものとの終期について特段の規定を設けないこととしているのは、前記第 14、2(1)と同様である。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手續の中止（実行の禁止を含む。3(1)及び(2)において同じ。）を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

(1)から(3)までのいずれについても部会資料 32 第 3、6 をベースとしている。

(1)については、同第 3、6(3)を弁済禁止の保全処分（会社法第 540 条第 3 項）に合わせて規定ぶりを修正しており、(2)及び(3)については同第 3、6(4)から実質的な変更はない。

5

3 担保権の実行の手続等の中止命令の手続

会社法第 891 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、1(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。）を発する場合には、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等の陳述を聴かなければならない。
- (2) 裁判所は、1(1)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。
- (3) 裁判所は、(1)及び(2)の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- (4) (1)及び(2)の中止の命令及び(3)の規定による変更の決定に対しては、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等に限り、即時抗告をすることができる。
- (5) (4)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- (6) (4)に規定する裁判及び(4)の即時抗告についての裁判があった場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

10

(説明)

(1)及び(2)については、部会資料 32 第 3、5 を踏まえつつ、担保権者の意見を聴くべき時期を「速やかに」としたものである。

(3)から(6)までについては、現行会社法から実質的な変更はない。

15

20